

(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業環境影響評価書における

「虚偽の内容」の説明と、

日本イコモス国内委員会の審議議会への出席と説明の機会の

公平な提供に関する再度の要請

日時：2023年 4月24日(月) 13時～14時

場所：都庁記者クラブ

発表者：(一社) 日本イコモス国内委員会 Tel/Fax 03-3261-5303

Email jpicomos@japan-icomos.org

令和5年度「東京都環境影響評価審議会」第1回総会(4月27日開催予定)において、神宮外苑地区市街地再開発事業環境影響評価書に関し、事業者による説明が行われることが明らかとなりました。

日本イコモス国内委員会は、環境影響評価書に「数多くの誤りと虚偽の報告」があることから、詳細な内容を提示し、事業者に回答をもとめ、東京都環境影響評価条例第七十四条の二に基づき、環境影響評価審議会において、日本イコモス国内委員会の説明を聴き、資料の提出を行う機会を設けていただきたく、お願いしてきたところです。(参照:[ICOMOS Japan](https://www.icomos-japan.org/))

この件に関しては、東京都環境局からの御提案があり、事業者・日本イコモスが、環境局立会の下、説明および協議を行う提案がなされましたが、事業者におかれましては、一斉、応じられるとはないまま、今日に至っております。

報道発表(4月19日付)では、事業者による報告とされており、環境局にお尋ねいたしましたが、一斉の問い合わせには応じていただけない状況にあることから、私共が、説明をする機会は与えられていないのではないかと拝察いたします。このため、4月24日に緊急の記者会見を行うという苦渋の決断をいたしました。

- ①環境影響評価書における「虚偽の報告と資料」について、詳細にわかりやすく御説明いたします。
- ②4月27日の環境影響評価審議会への日本イコモスの出席と説明を、条例の基本的精神を遵守し、平等で公平の原則に従い、可能としていただきますよう、要請いたします。
- ③万が一、4月27日の審議会に出席が不可能の場合は、その理由を開示され、次回の審議会において、事業者の説明書を踏まえて、意見を申し上げる機会を設けていただきたく、お願い申し上げます。

<経緯>

神宮外苑市街地再開発事業に伴う、大量の樹木伐採、生態系の破壊、世界に誇る文化的景観であるイチョウ並木の景観破壊と衰退、秩父宮ラグビー場の屋内施設化と規模縮小、伝統ある神宮球場の取り壊し、イベント時の安全な歩行者空間確保に関する検証の不在（群集津波発生の恐れ）、騒音問題、地域住民への周知の不在など、数多くの課題を抱えているにもかかわらず、2023年2月17日、東京都は施工認可を行い、これに基づき新宿区長は、風致地区内の3000本にのぼる樹木の伐採を許可しました。

現在、秩父宮ラグビー場の移転予定地には、鋼板が張り巡らされ、内部の建国記念文庫の森は、全く見えない状況となっております。

日本イコモスは、この間、1月20日に提出された「環境影響評価書」を精査し、数多くに誤りと虚偽の報告を明らかにし、事業者には回答を求めてまいりました。以下がその一連の内容です。すべての内容は、[ICOMOS Japan](#) の提言の中に記載されております。ご参照いただけましたら幸いです。

2023年3月29日

東京都環境影響評価条例第七十四条の二に基づき、日本イコモス国内委員会が発出した「神宮外苑地区市街地再開発事業評価書における虚偽の報告」について東京都環境影響評価審議会において、**日本イコモス国内委員会の説明を聴き、資料の提出を行う機会を設けていただきたく、要請いたします。**

2023年2月20日

「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」評価書に関して、日本イコモス国内委員会が指摘した「虚偽の報告」に係わる**事業者の誠意ある対応と内容に関する回答の要請**

2023年1月29日

令和5年1月20日に提出された「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」に係わる環境影響評価書には、数多くの「虚偽の報告、資料の提出」が行われております。**東京都環境影響評価条例第九十一条第五項の規定に基づき、知事は、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告を行ってください。**また、環境影響評価審議会におかれましては、再審を行っていただきたく要請いたします。

2023年1月23日

「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業についての環境影響評価書」における調査・予測・評価への非科学的対応と、誤った事実認識に伴う生態系の破壊、大量の樹木伐採と不適切な移植計画による持続不可能な森の形成、市民の力により創り出された国際的文化遺産の破壊に対する、**東京都環境影響評価審議会における再審の要請**



ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

令和5年4月24日

東京都知事 小池 百合子様

(一社) 日本イコモス国内委員会委員長 岡田 保良
(一社) 日本イコモス文化的景観国内学術委員会主査

石川 幹子

住所： 東京都千代田区一ツ橋 2-2-5

岩波書店一ツ橋ビル 13F

(株)文化財保存計画協会 気付

法人名：(一社) 日本イコモス国内委員会

連絡先：Tel/Fax 03-3261-5303

Email jpicomos@japan-icomos.org

<緊急要請>

東京都環境影響評価条例第七十四条の二に基づき、日本イコモス国内委員会が発出した「神宮外苑地区市街地再開発事業評価書における虚偽の報告」について、東京都環境影響評価審議会において、日本イコモス国内委員会の説明を聴き、資料の提出を行う機会を設けていただきたく、再度、要請いたします。



ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

記

令和5年度「東京都環境影響評価審議会」第1回総会（4月27日開催予定）において、神宮外苑地区市街地再開発事業環境影響評価書に関し、事業者による説明が行われることが明らかとなりました。

日本イコモス国内委員会は、環境影響評価書に「数多くの誤りと虚偽の報告」があることから、詳細な内容を提示し、事業者に回答をもとめ、東京都環境影響評価条例第七十四条の二に基づき、環境影響評価審議会において、日本イコモス国内委員会の説明を聴き、資料の提出を行う機会を設けていただきたく、お願いしてきたところです。（参照：[ICOMOS Japan](#)）

この件に関しては、東京都環境局からの御提案があり、事業者・日本イコモスが、環境局立会の下、説明および協議を行う提案がなされましたが、事業者におかれましては、一斉、応じられるとはないまま、今日に至っております。

報道発表（4月19日付）では、**事業者による報告**とされており、環境局にお尋ねいただきましたが、一斉の問い合わせには応じていただけない状況にあります。

このため、東京都環境影響評価条例第七十四条の二に基づき、「神宮外苑地区市街地再開発事業評価書」に係わる日本イコモス国内委員会の指摘事項について、4月27日に開催される東京都環境影響評価審議会第一回総会において、事業者のみの報告ではなく、民主的な平等の原則に従い、私共が説明を行い資料を提示する機会を、認めていただきますよう要請いたします。

万が一、この要請が受け入れない場合は、その理由を開示され、次回の東京都環境影響評価審議会において、事業者の回答を踏まえて、日本イコモス国内委員会が出席し、意見を述べ、資料を提示することができますよう、お取りはからいの程、お願い申し上げます。



ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

<参考：経緯の説明>

神宮外苑市街地再開発事業に伴う、大量の樹木伐採、生態系の破壊、世界に誇る文化的景観であるイチョウ並木の景観破壊と衰退、秩父宮ラグビー場の屋内施設化と規模縮小、伝統ある神宮球場の取り壊し、イベント時の安全な歩行者空間確保に関する検証の不在（群集津波発生の恐れ）、騒音問題、地域住民への周知の不在など、数多くの課題を抱えているにもかかわらず、2023年2月17日、東京都は施工認可を行い、これに基づき新宿区長は、風致地区内の3000本にのぼる樹木の伐採を許可しました。

現在、秩父宮ラグビー場の移転予定地には、鋼板が張り巡らされ、内部の建国記念文庫の森は、全く見えない状況となっております。

日本イコモスは、この間、1月20日に提出された「環境影響評価書」を精査し、数多くに誤りと虚偽の報告を明らかにし、事業者に回答を求めてまいりました。以下がその一連の内容です。すべての内容は、[ICOMOS Japan](https://www.icomos-japan.org/) の提言の中に記載されております。ご参照いただけましたら幸いです。

2023年3月29日

東京都環境影響評価条例第七十四条の二に基づき、日本イコモス国内委員会が発出した「神宮外苑地区市街地再開発事業評価書における虚偽の報告」について東京都環境影響評価審議会において、日本イコモス国内委員会の説明を聴き、資料の提出を行う機会を設けていただきたく、要請いたします。

2023年2月20日

「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」評価書に関して、日本イコモス国内委員会が指摘した「虚偽の報告」に係わる事業者の誠意ある対応と内容に関する回答の要請

2023年1月29日

令和5年1月20日に提出された「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」に係わる環境影響評価書には、数多くの「虚偽の報告、資料の提出」が行われております。東京都環境影響評価条例第九十一条第五項の規定に基づき、知事は、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告を行ってください。また、環境影響評価審議会におかれましては、再審を行っていただきたく要請いたします。

2023年1月23日

「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業についての環境影響評価書」における調査・予測・評価への非科学的対応と、誤った事実認識に伴う生態系の破壊、大量の樹木伐採と不適切な移植計画による持続不可能な森の形成、市民の力により創り出された国際的文化遺産の破壊に対する、東京都環境影響評価審議会における再審の要請